

令和元年度 第 11 回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年2月21日（金） 午前9時 から 午前10時35分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	欠	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	欠	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	欠	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
かのやアグリ起業ファーム 主事 甲斐 涼太郎

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	鳥巢 良和
主 査	根木原 英一
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る計画内容について
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について
- ・令和元年度農地利用状況調査結果について

[その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 上之原 昇 委員 ・ 新原 晃憲 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第 11 回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和 2 年 2 月 21 日（金） 開会 午前 9 時 閉会 午前 10 時 35 分

鹿屋市役所 7 階大会議室

（ 開 会 ）

- 局 長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。
- 会 長 ただいまから、令和元年度第 11 回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。
- 局 長 本日の委員の欠席は牧之瀬委員の 1 名です。出席委員数は、20 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告いたします。なお推進委員の欠席は、田村委員、藏ヶ崎委員、徳田委員の 3 名です。それと西ノ原委員が途中退席をします。
鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。
- 議 長 鹿屋市農業委員会規則第 31 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 5 番の上之原委員と、6 番の西ノ原委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。
- 新 村 すみません。西ノ原委員は、途中退席ですので、議事録署名委員はそれでいいのですか。
- 議 長 それでは、次の議席番号 7 番の新原委員にお願いします。
それでは、議事に入ります。1 頁、議案第 89 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 下 原 議案第 89 号、1 頁から 51 頁です。初めに利用権設定について、2 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 2 月 25 日です。合計面積は、48 万 5 千 670 m²、うち更新分 22 万 6 千 366 m²、内訳、田 18 万 4 千 77 m²、畑 26 万 5 千 163 m²、樹園地 3 万 6 千 430 m²です。利用権を設定する者 157 人、設定を受ける者 80 人です。始期は、いずれも令和 2 年 3 月 1 日です。期間は、3 年、5 年、6 年、10 年、10 年 3 か月、15 年です。次の 3 頁から 46 頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。
初めに 3 頁です。1 番から 5 番までは、設定期間が 3 年です。1 番は、賃借権で新規設定。2 番から 5 番までは全て、賃借権で再設定。
次に 4 頁 6 番から 18 頁の 60 番までは、設定期間が 5 年です。4 頁 6 番は、賃借権で新規設定。7 番は、使用賃借権で新規設定。8 番、9 番は、賃借権で新規設定。
次に 5 頁 10 番は、使用賃借権で新規設定。11 番から 13 番までは全て、賃借権で新規設定。14 番は、使用賃借権で新規設定。
次に 6 頁 15 番から 18 番までは全て、賃借権で新規設定。
次に 7 頁 19 番から 21 番までは全て、賃借権で新規設定。22 番は、使用賃借権で再設定。
次に 8 頁 23 番から 26 番までは全て、賃借権で再設定。
次に 9 頁 27 番から 31 番までは全て、賃借権で再設定。
次に 10 頁 32 番から 34 番までは全て、賃借権で再設定。35 番は、使用賃借権で再設定。
次に 11 頁 36 番から 38 番までは全て、使用賃借権で再設定。39 番は、賃借権で再設定。
次に 12 頁 40 番から 43 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 13 頁 44 番から 46 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 14 頁 47 番から 50 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 15 頁 51 番、52 番は、使用貸借権で再設定。53 番、54 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁 55 番、56 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁 57 番から 59 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 18 頁 60 番は、賃借権で再設定。次の 61 番から 29 頁の 106 番までは、設定期間が 6 年です。18 頁 61 番は、賃借権で新規設定。62 番は、使用貸借権で新規設定。63 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁 64 番から 66 番までは全て、賃借権で新規設定。67 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁 68 番から 72 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 21 頁 73 番から 76 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 22 頁 77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁 79 番、80 番は、賃借権で新規設定。81 番から 83 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 24 頁 84 番から 87 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 25 頁 88 番から 91 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 26 頁 92 番から 95 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 27 頁 96 番から 99 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 28 頁 100 番から 102 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 29 頁 103 番から 106 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 30 頁 107 番から 44 頁の 159 番までは、設定期間が 10 年です。30 頁 107 番は、賃借権で新規設定。108 番は、使用貸借権で新規設定。109 番は、賃借権で新規設定。

次に 31 頁 110 番から 112 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 32 頁 113 番から 117 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 33 頁 118 番から 120 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 34 頁 121 番から 123 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 35 頁 124 番から 128 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 36 頁 129 番は、賃借権で新規設定。130 番は、使用貸借権で新規設定。131 番、132 番は、賃借権で新規設定。

次に 37 頁 133 番は、賃借権で新規設定。134 番は、使用貸借権で新規設定。135 番から 137 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 38 頁 138 番、139 番は、賃借権で新規設定。140 番は、使用貸借権で新規設定。141 番は、賃借権で新規設定。

次に 39 頁 142 番は、賃借権で新規設定。143 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に 40 頁 144 番から 146 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 41 頁 147 番から 149 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 42 頁 150 番から 152 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 43 頁 153 番から 156 番までは全て、賃借権で再設定。

次に44頁157番は、使用貸借権で再設定。158番、159番は、賃借権で再設定。次の160番は、設定期間が10年3か月で、賃借権で再設定。

次に45頁161番から46頁の164番までは、設定期間が15年です。45頁、161番、162番は、賃借権で新規設定。

次に46頁163番は、賃借権で新規設定。164番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁1番から5番までの3年もの5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に4頁6番から18頁60番までの5年もの55件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に18頁61番から29頁106番までの6年もの46件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に30頁107番から44頁159番までの10年もの53件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に44頁160番の10年3ヶ月もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に45頁161番から46頁164番までの15年もの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に47頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　所有権移転について、47頁から51頁です。47頁で説明します。公告年月日は令和2年2月25日、合計面積は、1万9千494㎡です。うち、田3千923㎡、畑1万5千571㎡です。所有権を移転する者10人、所有権の移転を受ける者8人です。

48頁をご覧ください。1番は、あっせん協議成立。2番、3番は、所有権移転協議成立。4番、5番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に49頁6番から50頁の10番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、48頁4番、5番が、鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

48頁4番、5番について事務局の説明をお願いします。

下原 　48頁の4番、5番は、譲受人倉田委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る所有権移転2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に51頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の新村委員に報告をお願いします。

新 村 議席番号4番、新村です。51頁1番について、報告いたします。去る2月5日、譲渡人と譲受人(代理人)の確認のもと、あっせん委員の上穂木委員と私と事務局職員2名、出席しまして、串良公民館細山田分館で農地移動適正化あっせん事業に基づく協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、露地野菜で主にさつまいもの栽培とさつまいもの一時加工を経営にしておられます。協議の結果、51頁の右側に書いてありますが、串良町有里〇〇〇番は10a当たり20万円で合計281,600円、〇〇〇番は10a当たり25万円で合計909,000円、合計総額は、1,190,600円であっせんが成立したことを報告します。以上です。

議 長 ただいま、説明報告がありました、あっせん協議1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、所有権移転協議が成立したものの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に別冊の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、別冊の1頁から7頁です。1頁で説明します。公告年月日は、令和2年2月25日です。合計面積は、5万760㎡で、うち、田1万9千486㎡、畑3万1千274㎡です。利用権を設定する者8人、利用権の設定を受ける者8人で、全て新規設定であります。始期は、令和2年2月29日で、期間は全て、10年です。

次の2頁の1番から4頁の9番までは、貸人から公社への設定期間、権利区分別で、4頁の10番から6頁の17番までは、公社から借人への転貸設定期間、権利区分別です。

2頁をご覧ください。1番から4番までは全て、賃借権。5番は、使用貸借権。

次に3頁6番は、使用貸借権。7番、8番は、賃借権。

次に4頁9番は、賃借権。次の10番からは、公社から借人への転貸設定です。4頁10番、11番は、賃借権。

次に5頁12番、13番は、使用貸借権。14番、15番は、賃借権。

次に6頁16番は、賃借権。17番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出しが、2頁1番から4頁9番までの10年もの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に県地域振興公社から転貸設定の4頁10番から6頁17番までの10年もの8件ですが、6頁17番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席いただき審議します。

(高田委員：退席)

6頁17番について事務局の説明をお願いします。

下原 6頁の17番は、借人高田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 高田委員に係る6頁17番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

残りの10年もの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に52頁、議案第90号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第90号、52頁から57頁です。57頁で説明します。今回は、所有権移転21件です。内訳は、田18筆、1万7千557㎡、畑19筆、2万8千564㎡、計37筆、4万6千121㎡です。

初めに52頁です。1番は、田987㎡の贈与です。2番は、田545㎡の売買です。3番は、田241㎡の売買です。4番は、畑1万2千61㎡の贈与です。

次に53頁5番は、畑3千470㎡の贈与です。6番は、畑1千36㎡の売買です。次の7番、8番は、自作地相互の交換です。7番は、畑2千771㎡、8番は、畑3千166㎡です。9番は、次の頁にかけて、田1千513㎡、畑724㎡、計2千237㎡の売買です。

次に54頁、10番は、畑2千245㎡の売買です。11番は、畑1千967㎡の売買です。12番は、田604㎡の売買です。13番は、田804㎡の売買です。

次に55頁、14番は、田261㎡の売買です。こちらは、旧吾平町が所有していた農地について、今回、払下げを受けるものです。次の15番から56頁の21番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、55頁15番から56頁21番までを倉田委員に報告をお願いします。

倉田 議席番号8番の倉田です。去る2月13日、記載の2名の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告します。

まず、55頁15番ですが、下限面積の調査です。申請者は、市内の方で長年農業に従事していて、水稻、さつまいも、じゃがいも等を作付けしているとのことで、今回、市外に住む親戚から農地を買うものです。取得する農地には、さつまいも等を作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター、管理機等、所有していました。

次に16番ですが、農業開始、下限面積の調査で、空き家バンク付き農地の取得になり、

下限面積については、1 m²以上となっています。申請者は、市内の方で、今回空き家バンクに登録されている住宅と隣接するこの農地を取得するものです。取得した農地には、野菜等を栽培するとのことでした。農機具については、その空き家で使用していた農機具を譲り受けるとのことでした。

次に17番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、市内の方で、父からの贈与になります。作業に必要な農機具は、実家のトラクター等、他一式所有していました。取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。

次に56頁18番ですが、市外取得の調査です。申請者は、市外の方で、肉用牛子牛生産を営んでいる方でした。今回は、姉から贈与を受けるもので、作業に必要な農機具は、トラクター等、他一式所有していました。取得する農地には、飼料作物を作付けするとのことでした。

次に19番ですが、20番も関連がありますので、併せて報告します。市外取得の調査です。申請者は、市外の方で、長年農業に従事していて、水稻と飼料作物を作付けしているとのこと、取得する農地には、水稻や飼料作物を作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、一式所有していました。

次に21番ですが、市外取得と下限面積の調査です。申請者は、市外の方で、長年兼業で農業に従事していて、水稻とさつまいもを作付けしているとのこと、今回父から贈与を受けるものです。取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、実家にあるトラクター等、一式を使用するとのことでした。

以上7件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超え、通作も可能なことから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に58頁、議案第91号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第91号、58頁です。今回は1件で、畑1筆、314 m²となっています。

1番は、共同住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。以上です。

議 長 ただいま説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に59頁、議案第92号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第92号、59頁から66頁です。66頁で説明します。今回は、31件で、田11筆、5千117 m²、畑26筆、2万2千484 m²、他2筆、1千437.93 m²、計39筆、2万9千38.93 m²となっています。

59頁をご覧ください。1番は、貸家、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、住宅展示場を整備

するもので、農地区分は3の5です。4番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

次に60頁5番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。6番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は2の4です。次の7番から65頁の31番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、60頁7番を園田委員に、60頁8番から61頁11番までを上之原委員に、61頁12番から63頁18番までを清水委員に、63頁19番から64頁26番までを新原委員に、65頁27番から31番までを立元委員に報告をお願いします。

園田 　議席番号14番の園田です。去る11月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

60頁の7番ですが、申請地は工業団地の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。また、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上之原 　議席番号5番の上之原です。去る2月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、60頁の8番ですが、申請地は下堀公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に61頁の9番ですが、申請地は野里食品加工センターの南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の障害児支援事業の法人で、申請地には、隣接地と一体となった障害児支援事業施設、駐車場を整備する計画です。当計画は、土地収用法に定める児童福祉事業で公益性の高い事業であることから、第1種農地の許可要件である「収用法対象事業」に該当すると判断しました。

次に10番ですが、申請地は野里小学校の南東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に貸家6棟、建売住宅2棟、通路を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に11番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の社会福祉法人の役員で、申請地に貸駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、8番から11番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及

ばす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

清水 推進委員の清水です。去る2月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、61頁の12番ですが、申請地は大浦公民館の北西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は鹿屋養護学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に貸家2棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に62頁の14番ですが、17番まで関連がありますので併せて報告します。申請地は鹿屋中学校の北東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅9棟、通路を整備する計画です。申請地は県合同庁舎の周囲おおむね500m以内の区域内に位置するため、第2種農地の許可要件である「500m以内農地」に該当すると判断しました。

次に63頁の18番ですが、申請地は鹿屋医療センターの北側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は、市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、12番から18番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新原 議席番号7番の新原です。去る2月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、63頁の19番ですが、20番と関連がありますので併せて報告します。申請地は田崎中学校の南側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、申請地は田崎小学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は21番と同一地番であり、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「そ

の他の農地」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の 500 m²を超えていますが、通路部分が必要なため、理由書を添付しての申請です。

次に 64 頁の 23 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の建設業の役員で、申請地に貸資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 24 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、26 番と関連がありますので併せて報告します。申請地は名貫集落センターの北側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、19 番から 26 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

立 元 推進委員の立元です。去る 2 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、65 頁の 27 番ですが、申請地は名貫集落センターの北側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 28 番ですが、申請地は串良町白寒水公民館の北側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 29 番ですが、申請地は細山田中学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に貸倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、現地調査の時点で、隣接地の倉庫を建築するため、シラスを入れてあることが判明したことから、今回の申請に伴い、始末書を求めました。

次に 30 番ですが、申請地は東原小学校の北西側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申

請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に31番ですが、申請地は有武町公民館の北側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、27番から31番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、許可申請31件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に67頁、議案第93号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第93号、67頁から70頁です。67頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、3件で、畑2千271㎡となっています。次の68頁から70頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、1番から3番を入佐委員に報告をお願いします。

入佐 　推進委員の入佐です。去る2月12日、記載の2名の委員と事務局職員及び農林水産課の担当で、農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。

まず、67頁の1番ですが、周辺図及び配置図は68頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、国立敬愛園の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内の養豚肥育経営の法人で、申出地に、農業用施設に附帯する駐車場を整備する計画です。農業用施設用地に用途変更する目的であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は、69頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平町の大隅広域公園の東に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市外の認定電気通信事業者で、申出地に携帯電話無線基地局を整備する計画です。この案件は、県との協議が必要ですが、農地転用の許可不要案件になります。

次に3番ですが、周辺図等は、70頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、吾平町の鶴峰小学校の北西に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市外の方で、申出地に牛舎を整備する計画です。農業用施設用地に用途変更する目的であることから、許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。ただし、既に牛舎があり、申出人は、その施設を譲り受け、利用するもので、正規の申し出をして利用したいとのことで、今回、申し出がなされたものです。始末書等も添付するとのことでした。

以上、1番、3番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影

響を及ぼすおそれがないことから、農地転用の許可見込みがあり、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。なお、2番については、転用許可は不要であり、農地法による制限は受けないことになります。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました67頁の3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に71頁、議案第94号「鹿屋市策定の27号計画に係る定期的な検証結果に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第94号、71頁、72頁です。鹿屋市が平成28年6月及び平成29年11月に策定した地域の農業振興に関する計画、いわゆる27号計画については、本計画が定められた年の翌年度以降、5年を経過するまでの間、毎年、検証を実施することとし、農業委員会から意見を聴くことになっています。整備する施設に関する情報は、72頁に記載しておりますので、お目通しください。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明ありましたが、引き続き調査がなされておりますので、71頁、2件を入佐委員に報告をお願いします。

入佐 　推進委員の入佐です。去る2月12日、西ノ原委員と私、入佐と事務局職員及び農林水産課の担当で、「鹿屋地域の農業振興に関する計画に係る定期的な検証結果に対する意見」のための現地調査を行いましたので報告します。

まず、71頁の1の(1)の検証結果等の欄の番号1の対象地ですが、鹿屋市が造成し、鹿児島県経済農業協同組合連合会へ所有権移転した田崎町の案件です。施設は鹿児島くみあい食品株式会社の鹿屋工場として、新設工事が完了し、令和元年6月3日から操業開始しているとのことです。調査では、施設整備が計画に沿った形であることが確認されました。

次に番号2の対象地ですが、鹿児島きもつき農協が事業主体である、笠之原町の農免道路沿いの案件です。令和元年4月25日に造成工事が完了し、名称を公募の中から選定した「どっ菜市场」とし、現在は、農畜産物販売所が令和2年3月25日の完成を目指し進行中であることを確認しました。今後、販売所の完成後、運営開始を予定しているとのことです。また、農産物集出荷施設、営農支援センター等は、今後建設、運営となる予定です。

以上、番号1、2については、検証の結果のとおりであると調査員としては判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、検証の結果のとおりであることを市長部局へ回答します。

次に73頁、議案第95号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第95号、73頁から76頁です。76頁で説明します。今回は12件で、畑24筆、2万2千498㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされておりますので、73頁1番から75頁11番までを有馬委員に、76頁12番を立元委員に報告をお願いします。

有馬 推進委員の有馬です。去る2月13日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告します。

まず、73頁の1番ですが、申請地は、旧つるみね小学校跡地の北に位置し、かなり以前から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は串良平和公園の北西に位置し、昭和年代から豚舎敷地として利用していたとのこと。現状から見ても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に74頁3番ですが、申請地は串良平和公園の北西に位置し、昭和年代から牛舎敷地として利用していたとのこと、現状から見ても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、串良中学校の南に位置し、平成5年頃から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に5番ですが、隣接地に関連がありますので、6番から75頁の10番まで併せて報告します。申請地は、吾平町にある老人保健施設おさしおの西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に11番ですが、申請地は、吾平町の筈野バス停の西に位置し、昭和年代から杉が植林され、山林として管理しているとのこと。森林組合による枝打ち等の管理もしており、状況からしても、20年以上経過していると判断され、周囲も山林であり、農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

立元 推進委員の立元です。去る2月13日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告します。76頁の12番ですが、申請地は、西俣小学校の北西に位置し、昭和年代から山林化していたとのことでした。現地の状況からしても大木等もあり、20年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました12件です。ご異議ありませんか。

中塩屋 1番の説明をもう一回お願いします。場所が違うのではないかと。鶴峰小学校と言ったような感じがしますが。

福嶋 事務局の福嶋です。旧鶴羽（つるは）小学校のところを旧鶴峰（つるみね）小学校と言い間違えです。すみませんでした。

中塩屋 花岡にある旧鶴羽小学校ですね。わかりました。

議長 よろしいですか。

中塩屋 はい。

議長 ただいま説明、報告がありました 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に 77 頁、議案第 96 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第 96 号、77 頁から 109 頁です。今回新たに、譲渡希望が 93 頁 194 番から 204 番まで、次に賃貸借希望が 108 頁 174 番から 181 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申し出農地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

93 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 194 番を堀之内委員と大園委員に、195 番を泊委員と村場委員に、196 番から 198 番を倉田委員と高田委員に、199 番を村山委員と本村委員に、200 番、201 番を榎原委員と清水委員に、202 番を畠井委員と西元委員に、203 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、204 番を牧之瀬委員と鬼塚委員に、お願いします。

次に 108 頁、賃貸借希望の 174 番から 176 番を畠井委員と西元委員に、177 番を園田委員と徳田委員に、178 番、179 番を村山委員と本村委員に、180 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、181 番を西ノ原委員と谷口委員に、お願いします。

次に議案書の 110 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、110 頁から 122 頁です。122 頁で説明します。今回は 47 件で、田 41 筆、5 万 9 千 130 m²、畑 44 筆、10 万 2 千 567 m²、計 85 筆、16 万 1 千 697 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに 110 頁です。1 番から 5 番までは、借り手の変更。

次に 111 頁 6 番から 9 番までは、借り手の変更。

次に 112 頁 10 番から 13 番までは、借り手の変更。

次に 113 頁 14 番から 17 番までは、借り手の変更。

次に 114 頁 18 番は、借り手の変更。19 番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に 115 頁 20 番、21 番は、中間管理機構への貸出しのため。22 番、23 番は、貸し手の都合。

次に 116 頁 24 番は、借り手の変更。25 番、26 番は、貸し手の都合。

次に 117 頁 27 番から 30 番までは、借り手の都合。

次に 118 頁 31 番から 33 番までは、借り手の都合。34 番は、借り手の変更。

次に 119 頁 35 番から 39 番までは、借り手の都合。

次に 120 頁 40 番から 42 番までは、売買のため。

次に 121 頁 43 番は、売買のため。44 番は、借り手の変更。45 番から 46 番までは、売買のため。47 番は、借り手の変更。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、110 頁から 121 頁までの 47 件の合意解約です。報告をしておきます。

次に 123 頁、「農業振興地域整備計画の変更に係る計画内容について」の報告ですが、農業委員会の取り決め制限にあたりますので立元委員の退席をいただき審議いたします。

(立元委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 1 番は、第 10 回総会で審議した農業振興地域整備計画の変更について、計画内容に一部変更があったものです。当初の計画では、申出地の全部 5,292 m²について、農業用施設用地への用途変更でありましたが、手続を進める中で、土地改良事業の関係上、申出地の一部 4,742 m²へ変更する必要が生じたため、農林水産課と協議を行い、報告とさせていただくものです。以上です。

議 長 立元委員に係る農業振興地域整備計画の変更について 1 件です。ご異議ありませんか。「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり承認といたします。

(立元委員：着席)

立元委員に係る案件は、申請どおり承認されました。

次に 124 頁、「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。1 件であります。申請地は、東原町の畑、3 筆の 8,374 m²で、平均 90 cm 程度の盛土をし、勾配をとり住宅に雨水等が流れ込まないようにしたい。工期が、総会前に着手となっていたため、2 月 12 日に寺下委員により現地調査を行い専決処分としたものです。

この専決処分に対して承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

次に、「令和元年度農地利用状況調査結果について」事務局の説明をお願いします。

井手口 振興係の井手口です。その他で令和元年度の農地利用状況調査結果について説明させていただきます。お手元の令和元年度農地利用状況調査の結果報告という資料をご覧ください。資料の 1 頁目で説明させていただきます。詳細については 2 頁、3 頁に記載しておりますので、後ほどお目通しください。

それでは令和元年度の調査結果につきまして、表の上に記載してあります。荒廃農地面積の合計は 589.5ha で 6,213 筆となっております。A 分類（再生可能な荒廃農地）は左上に記載の 376.1ha で 4,109 筆、そのうち新規発生が 43.6ha で 346 筆、引き続き解消されていない農地が 332.5ha で 3,763 筆となっております。A 分類が解消された農地が、33.9ha で 333 筆となりました。新規発生 of A 分類の農地については、左中ほどに記載のとおり所有者等へのその農地の今後の利用意向について調査を実施しました。回答期間は令和元年 11 月 29 日から令和 2 年 1 月 31 日としまして、その調査結果については、3 頁に記載していますので、後でご確認ください。利用意向調査実施後の流れは、表中心に記載の 2 番または 3 番のとおり中間管理機構への情報提供や通知を行うこととなっております。前年度の利用意向調査の結果については、昨年 11 月 29 日に機構へ情報提供、及び通知を行いました。利用意向調査で「中間管理事業を利用する」以外を回答したものや、回答が無かったものについては、回答期限後から 6 カ月経過後も荒廃状態が解消されない農地であって、

機構より借受適地と判定された農地は固定資産課税強化の対象となる農地となります。

次に右上のB分類（再生利用が困難な荒廃農地）は213.4haで2,104筆、うち農用地区域内が186.3haで1,838筆、農用地区域外が27.1haで266筆となりました。その下B分類で農用地区域外の農地については、確認期間を設け、3月の総会で非農地の判断を行うこととなります。別冊の「令和元年度 利用状況調査における非農地を思われる農地一覧」に記載の168筆、19.7haについて、3月22日の農業委員会総会で非農地判断の議決を諮る予定です。また、本日から3月9日までをこの農地の確認期間としたいと思っておりますので、確認をお願いします。また一覧リストから削除等が必要な場合は、農業委員会事務局まで連絡をお願いいたします。3月総会に諮り、非農地として議決されたものについては、来年度以降の利用状況調査の対象外となり、農地台帳システムへの入力、非農地リストでの管理、関係機関への通知や所有者等へ非農地通知を送付する予定です。以上で報告を終わります。

議 長 以上で、令和元年度第11回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

郷 原 議席番号11番の郷原です。あっせんのことについて、お聞きします。

毎月、あっせんの申出があるわけですがけれども、この資料を見てもすごい量が溜まってきているわけですがけれども、貸し手の方が、借りてほしいという案件がどんどんくるわけですがけれども、借りたい人の情報が、私たち（農業委員）のほうに集まっていないのです。あっせんをする場合には、認定農家を中心にして当たっているわけですがけれども、なかなか、どこに行けばいいのかというのがあります。そこで、借りたい、あるいは、買いたいという情報を何とか収集して、まとめて農業委員のほうにも教えていただきたい。今まで収集した情報を教えてほしい。無ければ、そういうものを収集する検討をしていただきたい。

局 長 今の借りたいという方の情報については、農林水産課のほうでも人・農地プランで、農家さんにそういったアンケートをするように、まだ、発送はしていませんが、今その準備をしていると聞いています。農業委員会のほうも農家訪問をしているところです。この2つの情報を共有することによって、多くはないかもしれませんが、多少の情報は入ると思いますので、その情報が入り次第皆様方にお伝えしたいと思っています。また、議案書の109頁に、今、借りたい、買いたいとか手を挙げている人の情報が出ています。以上です。

議 長 他に、何かございませんか。

なければ、いよいよ人事異動の時期に来ておりますので、職員の人事異動について、まだ、内示もありませんが、あった場合は、会長専決としてよいか委員の皆様にお諮りいたします。いいでしょうか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、職員の人事異動について、人事異動があった場合は、会長専決とします。

局 長 事務局から、申し上げます。運営委員会についてですが、3月17日（火曜日）の議案審議終了後、10時から市役所7階男子厚生室で、運営委員会を開催いたしたいと思っておりますので、運営委員の皆様につきましては、ご出席をお願いいたします。

それでは、3月の調査委員を発表いたします。

- ・ 3月11日、水曜日、4条、5条の調査が、田中委員、持増委員でございます。
- ・ 3月11日、水曜日、農振調査が、寺下委員、村場委員でございます。
- ・ 3月12日、木曜日、4条、5条の調査が、泊委員、徳田委員でございます。
- ・ 3月12日、木曜日、3条、非農地の調査が、中塩屋委員、垣内委員でございます。

3月の総会は、3月23日、月曜日の9時からとなっております。以上です。

議 長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第11回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉 会)